

納税地	
法人名	
清算人氏名	殿

第 号
年 月 日
税務署長
財務事務官

㊟

清算中の各事業年度の法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書
清算所得

清算中の事業年度等の法人税について下記のとおり法人税額等の
加算税の賦課決定をしたから通知します。 及び

記

区 分		申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額	
清算中の 事業年度 の更正 決定 の 等 自 至 年 年 月 月 日 日	所得金額又は欠損金額	1	円	
	所得に対する税額	2		
	土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額	3	
		同上に対する税額	4	
	使途秘匿金	使途秘匿金額	5	
		同上に対する税額	6	
	法人税額計	7		
	当期中の分配金額のうち利益積立金額以外からなる金額の %相当額	8		
	差引法人税額	9		
	控除税額	10		
	控除できなかった所得税額等	11		
	納付すべき又は減少(-印)する税額	12		
①解散又は合併登記の日 ②残余財産確定又は一部分配の日	13	⑦ . . .	① . . .	
清算所得金額	14			
同上のうち	利益積立金額等からなる金額	15		
	利益積立金額等以外からなる金額	16		
所得に対する税額	17			
土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額	18		
	同上に対する税額	19		
使途秘匿金	使途秘匿金額	20		
	同上に対する税額	21		
法人税額計	22			
控除税額	23			
差引法人税額	24			
控除できなかった所得税額等	25			
既に納付の確定した税額	26			
納付すべき又は減少(-印)する税額	27			
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	28			

この通知により納付すべき又は減少(-印)する税額	
本税の額	円
無申告加算税	
過少申告加算税	
重加算税	

賦課した加算税の額の計算明細			
区 分		加算税の基礎となる税額	加算税の額
申告加算税	賦課決定額	円	円
	変更決定後の賦課決定額		
重加算税	賦課決定額		
	変更決定後の賦課決定額		

この通知書に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

1 納付すべき税額は、同封の納付書により 年 月 日までに金融機関等（郵便局を含む。）又は当税務署へ納付してください。

（注）納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。

利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

2 本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算して納付してください。

3 延滞税の額の計算方法（国税通則法第60条、第61条、第118条及び第119条）

納付すべき本税の額 <small>(注) 1</small>	×	延滞税の割合 <small>(注) 2</small>	×	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;"> 期間（日数） <small>(注) 3</small> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> 法定納期限の翌日 から完納の日まで </td> </tr> </table>	期間（日数） <small>(注) 3</small>	法定納期限の翌日 から完納の日まで	=	延滞税の額 <small>(注) 4</small>
期間（日数） <small>(注) 3</small>								
法定納期限の翌日 から完納の日まで								
365								

（注）1 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。

本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。

2 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で、以下のとおり適用することになります。

① 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合

- ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率+4%」
- ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」

② 平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合

- ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「特例基準割合（※1）+1%」のいずれか低い割合
- ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」と「特例基準割合（※1）+7.9%」のいずれか低い割合

（※1）各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合

③ 令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合

- ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「延滞税特例基準割合（※2）+1%」のいずれか低い割合
- ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」と「延滞税特例基準割合（※2）+7.3%」のいずれか低い割合

（※2）各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合

3 貴法人の場合は、国税通則法の規定により（自 至 ）の期間は、上記の計算期間に含まれないことになっています。

4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はありません。

延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。

4 この更正又は決定が、申告期限から1年を経過してされた場合で、その同税を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。

5 内容にご不明な点がありましたら遠慮なく当税務署にお問い合わせください。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法
にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を
経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書
の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審
査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服
があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下
「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき
又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま
せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません
が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す
ることができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に
当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等
の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の
必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。